

「北九州市景観づくりマスタープラン」(変更案)及び 「北九州市景観計画」(変更案)の概要

1 変更の理由

本市では、景観法及び北九州市都市景観条例に基づき、平成20年7月に「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」を策定し、建築物又は工作物の新築や改築、色彩の変更等の際に、届出を義務付け、良好な景観形成の誘導に取り組んでいます。

この度、本マスタープラン及び景観計画にて特に景観上重要な地区として定める「景観重点整備地区」のうち、大規模な公共施設整備などが進んでいる小倉都心地区(小倉北区)、東田地区(八幡東区)の2地区について、街なみの景観形成への影響を考慮し、変更を行います。

2 変更素案の内容

(1) 小倉都心地区(小倉北区)

小倉都心地区では、スタジアムの建設や小倉駅南口東地区市街地再開発事業が進展し、屋外広告物の掲出や沿道における建築物の建設が予測されることから、小倉都心の顔となる良好な景観形成を図るため、区域の名称を「国道199号バイパス区域」から「小倉駅新幹線口区域」に変更するとともに、「小倉駅新幹線口区域」、「駅南及び駅南周辺区域」の変更(追加)を行います。【区域図1】

(2) 東田地区(八幡東区)

東田地区では、世界文化遺産の登録による来訪者の増加などにより、屋外広告物の掲出が予測されることから、当該地区の良好な景観形成を図るため、「メディアパーク区域」及び「ミューズパーク区域」の変更(追加)を行います。【区域図2】

3 検討経緯

地元関係者への説明及び意見聴取(7~8月)

北九州市景観審議会の意見聴取(3月・8月、2回実施)

4 今後の取り組み(予定)

平成28年11月 パブリックコメント(今回)

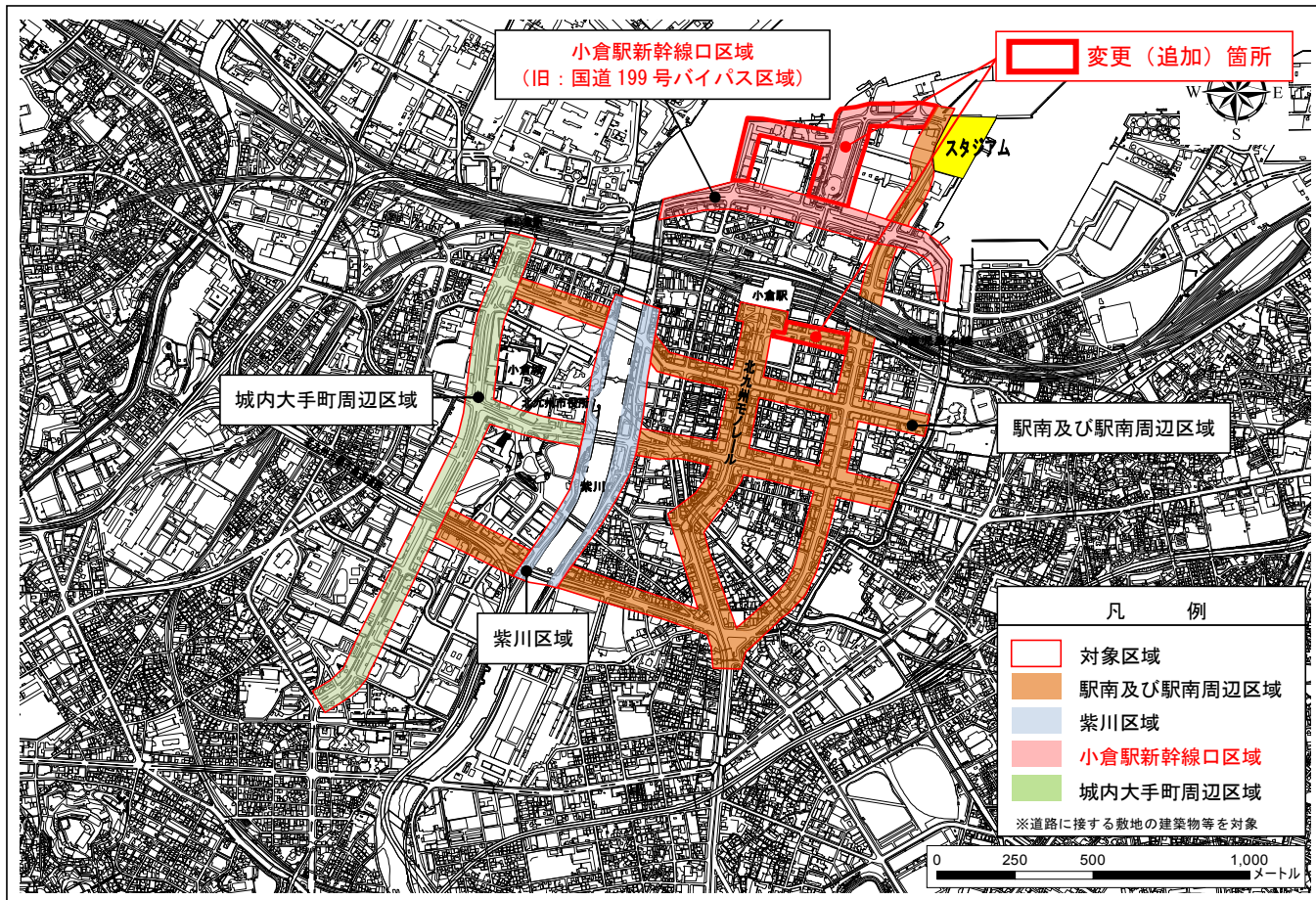
平成29年 2月 北九州市都市計画審議会の意見聴取

北九州市景観審議会の答申

4月 北九州市景観づくりマスタープラン及び

北九州市景観計画の変更

景観重点整備地区小倉都心地区 区域図



【参考】変更（追加）箇所における届出対象行為及び行為の制限（新旧対照表）

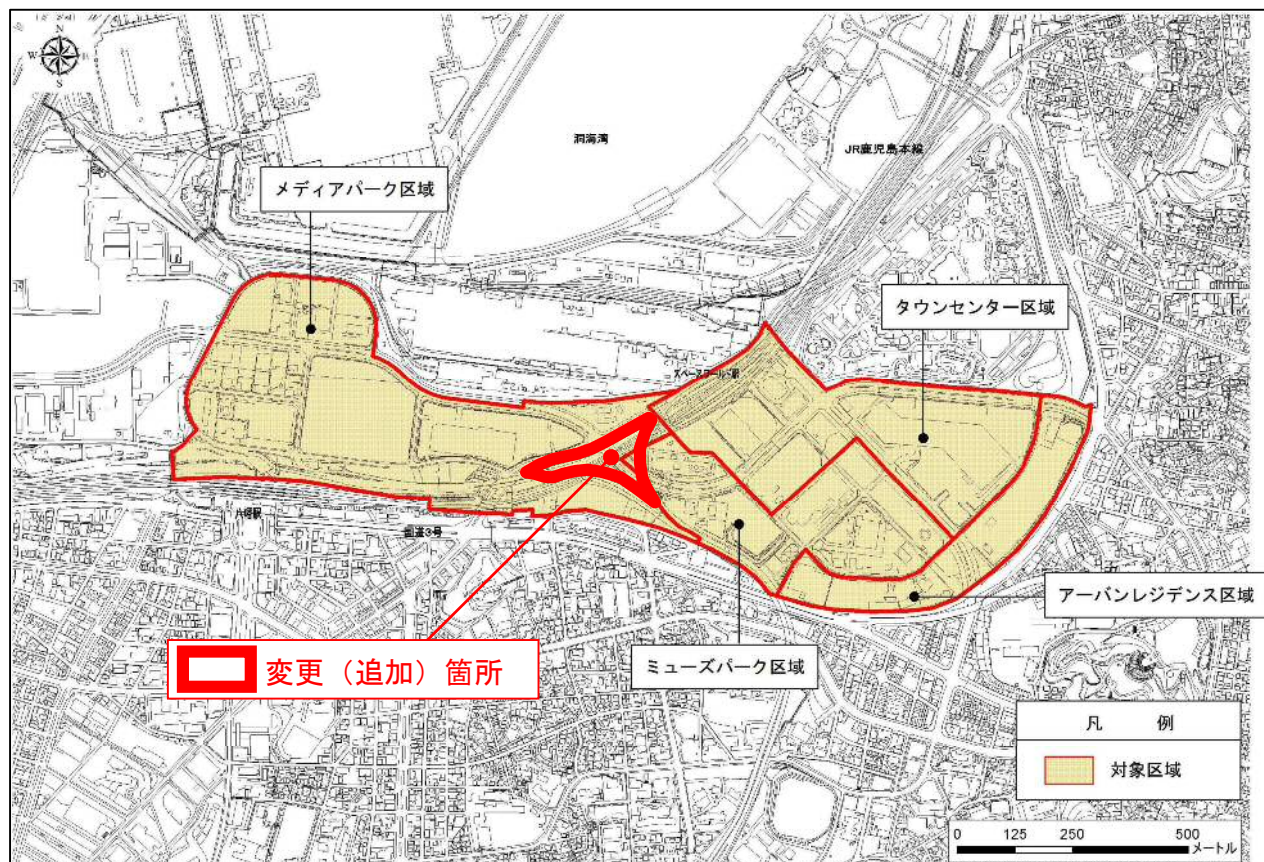
届出対象行為

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積 10,000 m²超 (店舗等：3,000 m²超) 高さ 31m 超 	<ul style="list-style-type: none"> 規模に関わらず全て
屋外広告物	—	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議 (屋外広告物条例に基づくもの)

行為の制限（景観形成基準）※抜粋

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩（彩度 6 以下） 隣接する建築物と調和に配慮する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 1 階部の賑わいの演出に配慮し、連続性が途切れないよう配慮する など
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみ景観を阻害しないように工夫する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 自己用広告物以外（貸し看板）は掲出しないよう努める など

景観重点整備地区東田地区 区域図



【参考】変更箇所における届出対象行為及び行為の制限（新旧対照表）

届出対象行為

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積 10,000 m²超 (店舗等：3,000 m²超) 高さ 31m 超 	<ul style="list-style-type: none"> 規模に関わらず全て
屋外広告物	—	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議 (屋外広告物条例に基づくもの)

行為の制限（景観形成基準）※抜粋

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩（彩度 6 以下） 隣接する建築物と調和に配慮する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 周辺ランドマークの見え方に配慮する など
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみ景観を阻害しないように工夫する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 自己用広告物以外(貸し看板)は掲出しないよう努める など